

アリアンツ・ピムコ・ ハイ・イールド・ インカム・ファンド

ルクセンブルグ籍／契約型外国投資信託

交付運用報告書

作成対象期間 第22期

(2018年7月1日～2019年6月30日)

その他の記載事項

運用報告書（全体版）は代行協会のウェブサイト ([https:// www.sc.mufg.jp/](https://www.sc.mufg.jp/)) の投資信託情報ページにて電磁的方法により提供しております。

ファンドの運用報告書（全体版）は受益者のご請求により交付されます。交付をご請求される方は、販売会社までお問い合わせください。

管理会社

アリアンツ・グローバル・インベスターズ・
ゲーエムベーハー

代行協会員

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、アリアンツ・ピムコ・ハイ・イールド・インカム・ファンド（以下「ファンド」といいます。）は、このたび、第22期の決算を行いました。

ファンドの投資目的は、ソブリン債（ユーロ債および国内債）、社債、短期債務証券およびプレディ債等の世界各国の債券等に分散投資を行うことにより、平均を上回る利回りを得ることです。当期につきましてもそれに沿った運用を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。

今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

第22期末

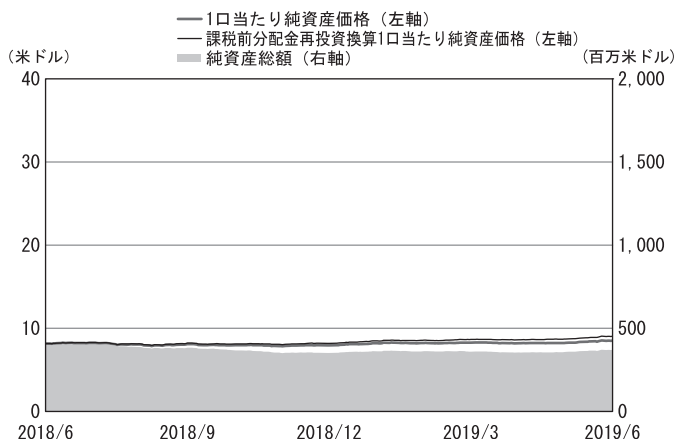
1口当たり純資産価格	8.53米ドル
純資産総額	371,118千米ドル
第22期	
騰落率	10.88%
1口当たり分配金合計額	0.48米ドル

(注1) 騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算しています。以下同じです。

(注2) 1口当たり分配金合計額は、税引前の1口当たり分配金の合計額を記載しています。以下同じです。

《運用経過》

【当期の1口当たり純資産価格等の推移について】



第21期末の 1口当たり純資産価格	8.16米ドル
第22期末の 1口当たり純資産価格	8.53米ドル
第22期中の 1口当たり分配金合計額	0.48米ドル
騰落率	10.88%

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因
 主なプラス要因：当期のファンドのパフォーマンスはプラスとなりました。FRB（米連邦準備制度理事会）およびその他の主要中央銀行が米中間の貿易摩擦と世界経済の減速を背景に金融緩和に方向転換したことなどが新興国債券市場のパフォーマンスにプラスに寄与しました。

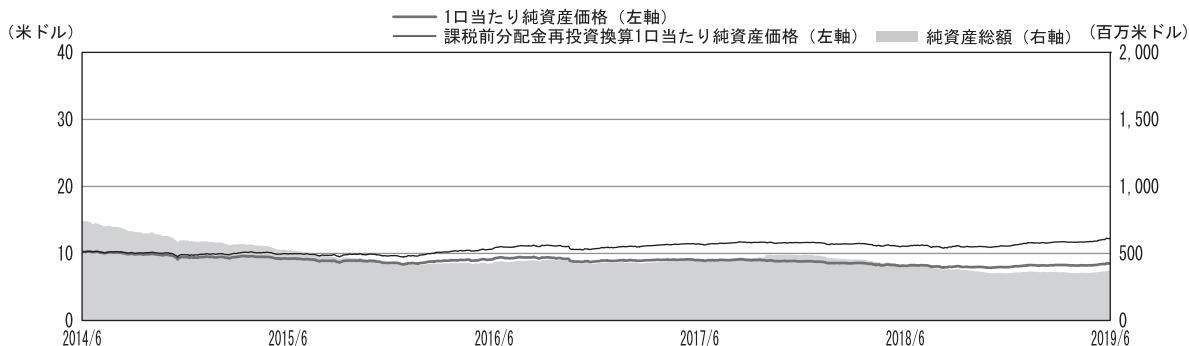
- * 課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。以下同じです。
- * 課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、第21期末の1口当たり純資産価格を起点として計算しています。
- * ファンドにベンチマークは設定されていません。

【費用の明細】

項目	項目の概要	
管理報酬等	ファンドの平均純資産総額に対し年率1.5%	
内訳	管理報酬、中央管理事務代行報酬および投資運用報酬等	平均純資産総額の年率1.0% 管理報酬は、管理業務（ポートフォリオの日々の業務管理およびその他関連業務の提供）の対価として、中央管理事務代行報酬は、ルクセンブルグの法律に基づき必要とされるすべての事務業務の対価として、投資運用報酬は、ファンドのポートフォリオ運用業務の対価として、それぞれ支払われます。
	代行協会員報酬	平均純資産総額の年率0.5% 代行協会員報酬は、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表を行い、またファンド証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を販売会社に交付する等の業務の対価として支払われます。
その他の費用（当期）	0.75%	支払利息、年次税等

（注）各報酬については、目論見書に定められている料率を記しています。「その他の費用（当期）」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用の金額をファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

【最近5年間の1口当たり純資産価格等の推移について】



	第17期末 (2014年 6月末日)	第18期末 (2015年 6月末日)	第19期末 (2016年 6月末日)	第20期末 (2017年 6月末日)	第21期末 (2018年 6月末日)	第22期末 (2019年 6月末日)
1口当たり純資産価格 (米ドル)	10.26	9.20	9.25	8.98	8.16	8.53
1口当たり分配金合計額 (米ドル)	—	0.72	0.72	0.72	0.60	0.48
騰落率 (%)	—	-3.37	9.06	5.10	-2.70	10.88
純資産総額 (千米ドル)	743,266	522,479	434,085	450,193	412,111	371,118

(注1) 課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、第17期末の1口当たり純資産価格を起点として計算しています。

(注2) ファンドにベンチマークおよび参考指数は設定されていません。

【投資環境について】

期前半(2018年7月～12月)は、FRBが2会合連続で利上げを行い政策金利が過去10年間で最高水準に達したことなどが重しとなったものの、金利収入が下支えし新興国債券市場は小幅上昇となりました。ただし、トルコやアルゼンチンなど信用力が劣る一部の国々ではボラティリティ(価格変動リスク)が高まり、軟調となりました。

期後半(2019年1月～2019年6月)は、世界的な景況感の悪化や貿易摩擦の長期化などを受けて景気後退リスクが高まるなか、FRBおよび主要国の中央銀行が金融緩和へと転換したことが、新興国債券市場にとって追い風となりました。

【ポートフォリオについて】

ファンドは市場平均を上回るリターンを追求を目的とし、新興国の米ドル建て債券を中心に分散投資を行っております。また、流動性の確保やボラティリティ軽減の観点から、米国債および米国政府機関債にも投資しています。

期前半は、ファンドのデュレーション(金利リスク)を概ね6.5年の水準を中心とするレンジ内で推移させました。期後半は、米国債利回りの低下を踏まえてファンドのデュレーションを長期化し、当期末に7.24年としました。対ベンチマーク比では、期初は米国デュレーションを抑制したものの、FRBの緩和姿勢の明確化を受け期末にかけて若干長期化しました。新興国全体に対しては期を通じて慎重なスタンスを維持したものの、2018年8月や9～12月にスプレッドが急拡大した際には機動的に積極姿勢にするなど、状況に応じてポジションを調整しました。

国別配分については、各国固有の状況に応じて調整を行いました。アルゼンチンに対する積極姿勢は、2018年8月にボラティリティが大きく高まる前に一部ポジションを解消し、ベンチマークに対して中立としました。メキシコに対しては消極姿勢としましたが、政治情勢や新NAFTA(北米自由貿易協定)などを受けて市場が調整された局面で生じた収益機会を捉え、一部ポジションを構築しました。サウジアラビアはベンチマーク外のエクスポージャーとして保有していましたが、割安感が薄れたことやイランとの紛争リスクが高まったことを受けて投資比率を徐々に削減し、2018年末にはエクスポージャーの大部分を解消しました。上記以外では、良好な信用力を背景にドミニカ共和国およびガーナのエクスポージャーを保有したほか、債務比率が低く経済が良好なグアテマラや割安感のあるセルビアへ投資しました。

【分配金について】

当期（2018年7月1日～2019年6月30日）の1口当たり分配金（税引前）は下表のとおりです。なお、下表の「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」は、当該分配落日における1口当たり分配金額と比較する目的で、便宜上算出しているものです。

（金額：米ドル）

分配落日	1口当たり純資産価格	1口当たり分配金額 （対1口当たり純資産価格比率（注1））	分配金を含む1口当たり 純資産価格の変動額（注2）
2018年7月17日	8.23	0.04 (0.48%)	0.11
2018年8月17日	8.05	0.04 (0.49%)	-0.14
2018年9月18日	7.98	0.04 (0.50%)	-0.03
2018年10月16日	7.99	0.04 (0.50%)	0.05
2018年11月16日	7.93	0.04 (0.50%)	-0.02
2018年12月17日	7.98	0.04 (0.50%)	0.09
2019年1月16日	8.08	0.04 (0.49%)	0.14
2019年2月18日	8.20	0.04 (0.49%)	0.16
2019年3月18日	8.23	0.04 (0.48%)	0.07
2019年4月16日	8.21	0.04 (0.48%)	0.02
2019年5月16日	8.21	0.04 (0.48%)	0.04
2019年6月18日	8.39	0.04 (0.47%)	0.22

（注1）「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

対1口当たり純資産価格比率（%）= $100 \times a / b$

a = 当該分配落日における1口当たり分配金額

b = 当該分配落日における1口当たり純資産価格 + 当該分配落日における1口当たり分配金額

（注2）「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額 = $b - c$

b = 当該分配落日における1口当たり純資産価格 + 当該分配落日における1口当たり分配金額

c = 当該分配落日の直前の分配落日における1口当たり純資産価格

（注3）2018年7月17日の直前の分配落日（2018年6月18日）における1口当たり純資産価格は、8.16米ドルでした。

《今後の運用方針》

PIMCOでは、長期的（3年から5年）には中国の成長モデルの転換や保護主義の台頭など幾つかの不安定要因に直面すると考えています。しかし、改善傾向にある新興国のファンダメンタルズ（経済の基礎的条件）や、米国を中心とした先進国の緩和的な金融政策など、不安定要因を相殺する材料もあるとみています。また、グローバルな投資家からの分散投資ニーズの増大は引き続き新興国債券へのサポート要因になるものとみており、新興国関連への資金流入を下支えすると考えています。

今後6ヶ月から12ヶ月先の新興国市場の見通しに関しては、引き続き積極的な見方を維持しています。多くの新興国で外貨建て政府債務比率（対GDP比）が健全な水準にあることや、民間セクターでも債務比率の改善がみられるなどファンダメンタルズが良好であることから、米ドル建て新興国債券に投資妙味があるとみています。また、先進国債券などと比較して米ドル建て新興国債券は依然として高い収益性が期待できる資産クラスであり、バリュエーション（相対価値評価）の観点からも割高感は見られないため、利回りが同水準の他の債券クラスと比較しても投資妙味がある投資対象と考えています。

さらに、超低金利下において、分散投資を進める観点から米ドル建て新興国債券は引き続き重要な投資先と考えられ、需給面からも恩恵を受けやすいセクターとみています。

《お知らせ》

2019年11月4日付で、ファンドの保管受託銀行、支払事務および情報提供代行会社ならびに登録・名義書換事務代行会社が以下のとおり変更されました。

（旧）ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エイ

（新）ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲーエムペーハー ルクセンブルグ支店

《ファンドの概要》

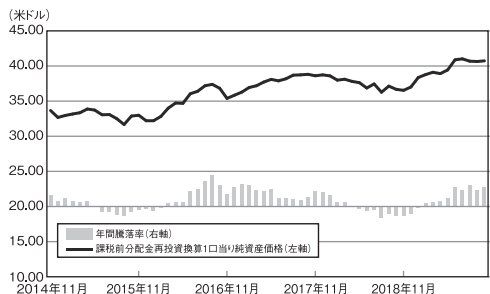
ファンド形態	ルクセンブルグ籍／契約型外国投資信託
信託期間	ファンドの存続期間は無期限です。
繰上償還	<p>ファンドは、管理会社と保管受託銀行の合意により、いつでも解散することができます。</p> <p>ルクセンブルグの2010年12月17日の投資信託に関する法律（以下「ルクセンブルグ投信法」といいます。）によれば、ファンドの登録が金融監督委員会に拒絶され、または撤回された場合には、ファンドは地方裁判所の決定により解散させられる場合があります。</p> <p>ファンドの純資産価額が1,000万米ドルを下回った場合、管理会社は、ファンドの解散を決定することができます。</p> <p>ファンドは、ルクセンブルグの法律により規定される場合解散することができます。</p>
運用方針	<p>ファンドの投資目的は、ソブリン債（ユーロ債および国内債）、社債、短期債務証券およびプレディ債等の世界各国の債券等に分散投資を行うことにより、平均を上回る利回りを得ることです。</p>
主要投資対象	<p>ファンドは、新興諸国に直接または間接的に投資する、下記の証券および証書を含む債券に投資することができますが、これにより、ファンドによる投資が可能であるすべての証券および証書が網羅されているものではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ソブリン債 ○社債 ○短期債務証券 ○プレディ債 ○米国政府証券（米国債）（※） ○米国政府機関証券（※） <p>ファンドが投資対象として選別する証券は、投資制限において認められている場合を除き、証券取引所または定期的に取引が行われている公認かつ公開の規制ある市場で、上場または取引されているものです。</p> <p>ファンドの資産はまた付随的に現金、預金証書または短期金融商品（これらに投資するファンドを含みます。）に投資することができます。例外的にまた一時的に、受益者にとって最善の利益になると考えられる場合、ファンド資産の100%を限度としてこれらに投資することができます。</p> <p>ファンドは、ヘッジまたは投資目的でデリバティブを利用することができます。</p> <p>※流動性を高め、受益証券の価格変動を減少させる目的でこれらに投資を行います。</p>
ファンドの運用方法	<p>ファンドは、いずれかの国にまたは（社債の場合には）いずれかの業種に、限定して投資を行うことはしない予定です。</p> <p>発行体、通貨または国別の投資対象比率は、投資時に支配的な市場状況によって変動します。</p>
主な投資制限	<p>管理会社は、主として、ファンドの資産を以下の資産に投資します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○譲渡性証券、短期金融商品およびルクセンブルグ投信法に適合するその他の金融商品 ○ファンドのために、管理会社はファンドの資産の10パーセントを限度として、上記に記載する金融商品以外の譲渡性証券および短期金融商品に投資することができます。 ○1. 管理会社は、ファンドのために、既にファンドに含まれる同じ発行体が発行した有価証券の価値と合わせて、購入時点でファンドの純資産の10パーセントを超えないことを条件として、ある発行体の譲渡性証券または短期金融商品を購入することができます。 2. 購入する譲渡性証券または短期金融商品が加盟国（ルクセンブルグ投信法に定義されます。）または加盟国の中央政府もしくは地方政府、第三国または一カ国以上の加盟国が加入している公法に基づく国際機関が発行または保証している場合、1に定める制限はファンドの純資産の10パーセントから35パーセントに引き上げられます。 3. EU加盟国に本拠地を置く金融機関が発行した債券に関して、各発行体が債券保有者を保護する法律規定に基づく特別な公的監督に服する場合、1に定める制限はファンドの純資産の10パーセントから25パーセントに引き上げられます。 4. 上記の規定にかかわらず、管理会社はファンドのために、リスク分散の原則に従って、ファンドの純資産の100パーセントを限度として加盟国、加盟国の地方政府、OECDのその他の加盟国、シンガポールもしくはG20（主要20カ国・地域）構成国、または一カ国以上のEU加盟国が加入している公的国際機関が発行または保証した譲渡性証券および短期金融商品に投資することができます。ただし、ファンドは少なくとも6回の発行から生じた有価証券を保有し、一回の発行から生じた有価証券がファンドの純資産の30パーセント以上を占めないことを条件とします。 ○管理会社は、一時的に、保管受託銀行がその借入および各借入条件について承認することを条件に、ファンドのためにファンドの純資産の10パーセントまで短期借入を行うことができます。
配分方針	<p>管理会社は、ファンドの純投資収益、純実現・純未実現キャピタル・ゲインおよび分配可能な資本の中から分配金を毎月1回支払う予定です。分配は、毎月15日の営業終了時に登録されている受益者に対し支払われる予定です。分配金が5米ドル以下の場合、支払いは行われずファンドに帰属します。</p> <p>ファンドの純資産総額が1,000万米ドルを下回る場合には、管理会社は、以後の分配は行われなことを決定することができます。</p> <p>分配金支払の結果、ファンドの純資産総額が1,250,000ユーロ相当の米ドル金額を下回ることとなるような場合には分配を行うことができません。</p>

《参考情報》

【ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較】

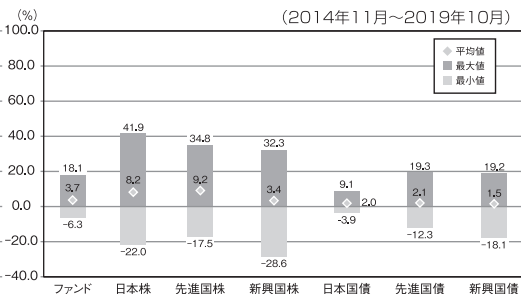
ファンドの課税前分配金再投資換算1口当り純資産価格・年間騰落率の推移

2014年11月～2019年10月の5年間におけるファンドの課税前分配金再投資換算1口当り純資産価格（毎月末時点）と、年間騰落率（毎月末時点）の推移を示したものです。



ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、左のグラフと同じ期間における年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



出所：管理会社、Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

（ご注意）

- ・課税前分配金再投資換算1口当り純資産価格は、管理報酬等控除後のもので、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
- ・ファンドの年間騰落率（毎月末時点）は、毎月末とその1年前における課税前分配金再投資換算1口当り純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。
- ・ファンドの年間騰落率は、ファンドの基準通貨である米ドル建てで計算されており、円貨に為替換算されておりません。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- ・代表的な資産クラスの年間騰落率（毎月末時点）は、毎月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。
- ・ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の毎月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ・ファンドの課税前分配金再投資換算1口当り純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当りの純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ・ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

代表的な資産クラスを表す指数

日本株…TOPIX（配当込み）
 先進国株…FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）
 新興国株…S&P新興国総合指数
 日本国債…BBG/バークレイズE1年超日本国債指数
 先進国債…FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）
 新興国債…FTSE新興国市場国債指数（円ベース）

（注）S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「㈩東京証券取引所」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈩東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、㈩東京証券取引所により提供、保証または販売されるのではなく、㈩東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）、FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）およびFTSE新興国市場国債指数（円ベース）に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

《ファンドデータ》

【ファンドの組入資産の内容】

(第22期末現在)

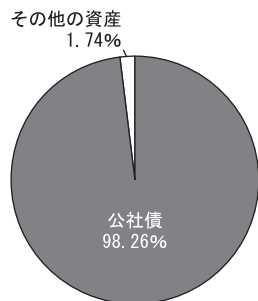
●組入上位資産

(組入銘柄数：240銘柄)

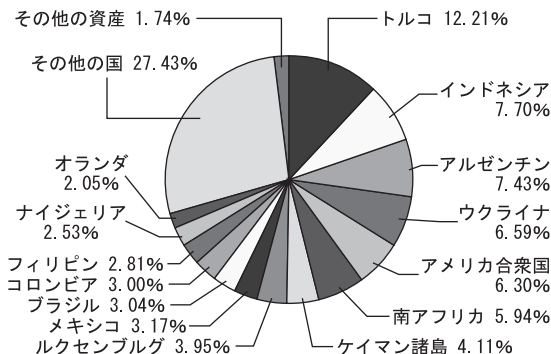
上位10銘柄	組入比率 (%)
South Africa Government USD Bonds 10/20	4.20
United States Government USD Bonds 13/43	2.82
Argentina Government EUR Bonds 16/27	2.50
Philippine Government USD Bonds 05/30	2.02
Ukraine Government USD Bonds 15/20	1.84
Israel Electric USD Notes 14/24 S. 6	1.84
Ukraine Government USD Bonds 15/21	1.84
Indonesia Government USD Bonds 08/38	1.71
Turkey Government USD Bonds 17/27	1.57
Gazprom Via Gaz Capital GBP Notes 17/24	1.49

(注) 組入比率はファンドの純資産総額に対する各組入資産の評価額の割合です。以下円グラフも同様です。

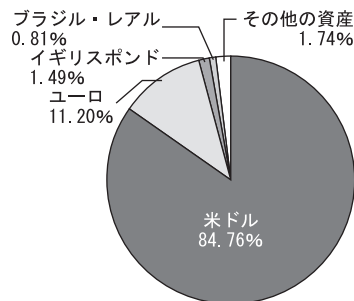
●資産別配分



●国別配分



●通貨別配分



(注1) 上記円グラフには、四捨五入した比率を記載しているため、全資産の比率の合計が100.00%にならない場合があります。

(注2) 組入全銘柄に関する詳細な情報等につきましては、運用報告書(全体版)に記載されています。

【純資産等】

項目	第22期末
純資産総額	371,118,455.70米ドル
発行済口数	43,518,424口
1口当たり純資産価格	8.53米ドル

第22期		
販売口数	買戻口数	発行済口数
1,220,700	8,195,815	43,518,424
(1,220,700)	(8,195,815)	(43,518,424)

(注) () の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。